

# 窒素酸化物放出規制海域に関する事項

## 改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
船舶用原動機放出量確認等規則  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領  
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

## 改正事項

窒素酸化物放出規制海域に関する事項

## 改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 13 規則においては、大気汚染防止を目的とし、船舶の建造日等に応じて往復動内燃機関からの窒素酸化物放出量の最大許容限度が規定されている。その一環として、2016 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶等が北アメリカ海域及びアメリカ・カリブ海海域といった窒素酸化物放出規制海域を航行する際に 3 次規制が適用されている。

その後、IMO において、バルティック海海域及び北海海域を窒素酸化物放出規制海域として規定する提案があったほか、荷役のためではなく機関の修理又は保守等を行うための航行については 3 次規制の適用を免除できる旨規定する提案があり審議が進められていた。

その結果、2017 年 7 月に開催された IMO 第 71 回海洋環境保護委員会 (MEPC71) において、バルティック海海域及び北海海域を窒素酸化物放出規制海域に指定するとともに、上記の一時的な免除に関する規定を設ける MARPOL 条約附属書 VI の改正が決議 MEPC.286(71)として採択された。

このため、IMO 決議 MEPC.286(71)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 2021 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶等を対象に適用される窒素酸化物放出規制海域として、バルティック海海域及び北海海域を加えた。
- (2) 窒素酸化物放出規制海域における放出規制の一時的な免除に関する規定を加えた。
- (3) 船舶が 3 次規制の適用の有無の判別を容易にするべく、船級登録原簿に注記を記載する旨規定した。
- (4) その他、用語等の表現を改めた。

## 改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 1.1.3, 8 編 1.1.2, 2.1.2, 2.1.4, 2.2  
船舶用原動機放出量確認等規則 1.2.1, 2.2.2  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 2.1.1, 2.1.2

## 船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2.2.2